

狩猟免許の取得等に係る新規狩猟者確保事業費補助金を活用される方へ

【概要】

- ・ 初心者講習会受講又は銃所持許可申請に係る射撃教習の受講に対する補助
- ・ 受験及び合格が前提
- ・ 補助対象者は交付要綱別表のとおり
 - ① 狩猟免許の取得時点で南国市の住民基本台帳に記録されている
 - ② 南国市が実施する有害鳥獣の捕獲に従事又は協力する旨の誓約書を提出したもの
 - ③ 高知県税及び南国市税の滞納がないもの
- ・ 当年度内に完了が必須

【申請の流れ＜初心者講習＞（原則）】 順が異なる場合があります

- ① 猟友会（事務局：高村火薬店）を通じて試験及び初心者講習会の申し込みをする
- ② 診断書を取得する
※「診断料」が分かる領収書をもっておいってください（記載がない場合明細書も必要）
- ③ 初心者講習受講→受験→合格 ※領収書をもっておいってください
- ④ 南国市農林水産課へ交付申請書一式（様式第1号及び添付書類）を提出する
※中央東県税事務所で「県税の滞納がない証明書」を取得しておいてください
→南国市農林水産課より交付決定兼確定通知書（様式第2号）※原則郵送で通知書をお送りします
- ⑤ 南国市農林水産課へ請求書（様式第4号）を提出する
→南国市農林水産課より請求書の口座へ補助金を振込します
※確定通知後2週間前後かかる見込みです

【聞き取りさせていただく内容】

- ☐ 狩猟免許（わな or 銃）…1種類の免許に対して上限12,000円※両方取るなら24,000円上限
- ☐ 所持許可 …上限37,000円（上限に到達しないこともあります）
- ☐ 氏名、住所
- ☐ 連絡先（日中連絡のつく電話）：手続き事務連絡のため必要
- ☐ 受講予定年月日
- ☐ 狩猟、有害捕獲を行うために活用するか

【補助金交付根拠規程】

- ・ 高知県新規狩猟者確保事業費補助金交付要綱（県補助金を活用しているため準用します）
- ・ 南国市新規狩猟者確保事業費補助金交付要綱※お渡しします

【提出書類詳細】

申請を希望する方→市へ

①交付申請

- ☐様式第 1 号 交付申請書
- ☐別紙 1 誓約書（有害捕獲に従事又は協力する旨）
- ☐別紙 2 同意書（市税収納状況調査の同意）
- ☐県税の滞納がないことを証明する書類 ※高知県中央東県税事務所で発行してもらう
- ☐狩猟免状のコピー／射撃教習修了証明書 左記のうち該当するもの
- ☐領収書（診断書発行料／初心者講習会受講料／射撃教習受講料）左記のうち該当するもの

②請求

- ☐様式第 4 号 請求書（口座の支店や番号等誤りがあることがあるためご注意ください）

【補助金に関する問い合わせ先及び補助金申請書類提出先】

〒783-8501

南国市大埴甲 2301 番地

南国市農林水産課地産地消推進係

Tel088-880-6559 平日 8：30～17：15 （南国市役所 2 階）

※担当が外出することが多いため、来庁いただく際には事前にご連絡いただくと確実です。

【初心者講習会及び狩猟免許試験に関する問い合わせ先】

南国地区猟友会（事務局：高村火薬店内）

〒781-5102

高知市大津甲 216 番地 1

有限会社 高村火薬店

Tel088-866-2305

※この案内に関する問い合わせは南国市農林水産課地産地消推進係 088-880-6559 まで

R7.4 月作成